㈡　独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継する権利及び義務のうち、財形業務に係る資産及び負債は財形勘定に、雇用促進融資業務に係る資産及び負債は雇用促進融資勘定に帰属すること。

3　高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する資産に係る評価委員は、厚生労働大臣が任命し、その過半数の一致をもって当該資産の評価を行うこととした。（第二八条関係）

4　雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構が廃止法の規定により職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に譲渡した際に生じた収入額について、国庫納付又は雇用・能力開発機構に出資した地方公共団体への払戻し等所要の手続を定めることとした。（第三一条～第三三条関係）

5　高齢・障害・求職者雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限を平成二四年三月三一日とすることとした。（第三四条関係）

四　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。ただし、雇用・能力開発機構の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（政令第一六七号）（厚生労働省）

1　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）に対する政府による土地等の出資について、当該資産に係る評価委員を厚生労働大臣が任命すること等所要の評価の手続を定めることとした。（第一条関係）

2　高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画終了時の積立金の処分に係る承認の手続や国庫納付金の納付の手続等を定めることとした。（第二条～第五条関係）

3　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

政　令

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の廃止に伴い、並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第三項、第五項、第十五項及び第十六項、第三条第十二項、第五条、第七条第四項（同法附則第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条並びに第二十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十一条）

第二章　経過措置（第二十二条―第三十六条）

附則

第一章　関係政令の整備

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止）

第一条　独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）は、廃止する。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第二条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第十二条中「及び職業能力開発短期大学校」を「、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター」に、「及びこれらの」を「並びにこれらの」に改める。

第十四条第四項中「職業能力開発短期大学校」の下に「、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター」を加える。

附則に次の一条を加える。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による補助に係る特例）

第六条　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第九条の規定による補助については、法第六十三条第一項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助の事業として行うものとする。この場合において、第十二条及び第十四条第四項の規定は、適用しない。

（中小企業退職金共済法施行令の一部改正）

第三条　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十八条とし、第十八条を削り、第十七条を第二十七条とし、第十六条を第二十六条とし、第十五条の次に次の十条を加える。

（財形住宅債券の形式）

第十六条　財形住宅債券は、無記名利札付きとする。